

東北地区学生会規約

(名称)

第1条 本会は東北地区キリスト者学生会と称し、略称を東北地区KGKとする。

(性格)

第2条

- 1、本会は各学校内の学生一人一人の主体的な活動により、超教派的な聖書の福音主義学生運動を行う。
- 2、本会の活動は、教会から遊離した形ではなく、教会側の十分な理解と協力の下に行われるべきである。
- 3、本会は、全国各地のキリスト者学生会及びキリスト者学生会卒業生会との、緊密な連絡を保つものとする。
- 4、本会は、東北地区KGKを代表するものである。

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りである。

- 1、キリスト教の根本真理を学ぶこと。
- 2、福音を広く東北地区全体に証しすること。
- 3、キリスト教信仰の徹底と奉仕生活の訓練を行うこと。
- 4、東北地区にある各学校内のキリスト者学生間の交わりと祈りを深めること。
- 5、世界的視野に立ち、国内及び海外宣教のために祈ること。

(信仰規準)

第4条 本会の信仰規準は次の通りである。

本会は初代教会の共同信条と、宗教改革運動により誕生した福音主義諸教会の信条と信仰告白とにおいて表明された歴史的キリスト教信仰をその立場とし、次の信仰基準を設ける。

- 1、旧新約聖書66巻は神の選ばれた聖書記者たちによって、神の靈感のもとに記された神のことばであって、原典において誤謬を含まず、信仰と生活の唯一の規範である。
- 2、唯一のまことの神は、父、子、聖霊の三位にして一体であり、全能の主権者、創造主である。
- 3、私たちの主イエス・キリストは、まことの神であり、まことの人である。主イエス・キリストは処女より生まれ、罪人の身代わりとして贖罪の死をとげ、肉体をもって死より復活し、父なる神の右に座し、再び栄光のうちに来臨し、すべての人を裁き、神の国を完成する。
- 4、人間は、墮落以来、みな罪の中におり、私たちの主イエス・キリストの贖罪のみわざによってのみ罪から救われる。
- 5、救いは信仰のみによって受ける神の恵みである。罪人は聖霊によって新生させられ、きよくされ、その救いを完成される。
- 6、すべて救われた者は、キリストのからだである教会に属し、一体である。

(構成員)

第5条

- 一、
 - 1、構成員は第4条の信仰基準を受け入れ、本会の目的にそって活動しようと決心したキリスト者およびキリスト者の群れである。
 - 2、構成員は東北地区にある大学、短大及びそれに準ずる所に在籍する学生、専攻生、大学院生、研究生である(留学生も含む)。
- 二、

会員とは構成員のなかで本会の活動により積極的に関わる意志のある者であり、受洗者を原則とする。

(加入・脱退及び除名)

第6条

- 一、
 - 1、本会に加入を希望する学生は、本会所定の申込書に必要事項を記入の上、地区役員に提出する。
 - 2、役員会は提出された申込書を元に加入について審議し、会員総会に推薦する。
 - 3、役員会の審議から次回の会員総会までの間を準加入とし、会員と同等の責任を負うが、正式承認は会員総会にて行われる。
 - 4、正式承認を得た会員は本人が卒業するまで特別なことが無い限り、その責任を負う。
- 二、

本会より脱退を希望する者は、理由を付して役員会に申し出る。
- 三、

本会の信仰基準及び目的を著しく逸脱したと見なされる構成員は、役員会のしかるべき慎重な審議を経て、会員総会における出席者の3分の2以上の賛同によりこれを除名することができる。

(活動)

第7条 本会は第3条に掲げる目的達成のために次の活動を行う。

- 1.夏期学校、春期学校を開催することができる。
- 2.他地区のKKGとの連絡を保ち、全国的視野における伝道の促進を図るため、情報を提供する。
- 3.前記の活動以外に任意の活動を行う。

(地区総会)

第8条

- 一、地区総会は本会の活動、また祈りをより広いものとするための意見交換の場である。
- 二、地区総会は第5条の一に定める者によって構成される。
- 三、地区総会において構成員は活動状況を報告する。
- 四、定期地区総会は年に2回、定期会員総会の前におこなう。必要に応じて臨時に地区総会を開催することができる。

(会員総会)

第9条

- 一、会員総会は本会の最高議決機関である。
- 二、
 - 1、会員総会は第5条の二で定める会員によって構成される。
 - 2、会員は会員総会に出席しなければならない。ただしやむをえない場合は委任状を提出すること。
 - 3、会員総会は委任状を含めた全会員2分の1以上の出席を持って成立する。
- 三、会員総会においては地区総会での意見を考慮し、次の事項を扱う。
 - 1、役員を選出及び罷免
 - 2、年間計画（夏期学校、春期学校の開催も含む）の決定
 - 3、年間報告の受理
 - 4、決算報告の受理
 - 5、地区総会、役員会から提出される議案の審議ならびに決定。
 - 6、会員の加入・脱退及び除名の決定。
 - 7、本会の規約改正に関する決定
 - 8、その他
- 四、定期会員総会は年に2回行う。ただし、全会員の要請によって臨時会員総会を開催することができる。
- 五、会員総会は出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 六、会員総会は第10条に定める委員長が召集する。

(役員)

第10条

- 一、役員は委員長、副委員長、会計、書記、全国協議委員とし、3名以上で構成される。
- 二、役員は会員総会において選出される。
- 三、役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 四、委員長は役員会の運営並びに第7条の定める諸活動を円滑に実行するよう心がける。

(財政)

第11条

- 一、本会の財務一般は会計が担当する。
- 二、活動のための諸経費は会費、及び自由献金によってまかなわれる。なお、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとし、会費納入期限を年度内の12月31日とする。

第12条

本会の規約は会員総会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければ改正されない。
ただし信仰基準の変更はゆるされない。

(所在)

第13条

活動の拠点として、〒982-0032 宮城県仙台市太白区富沢3-25-25-202 に事務所を設置する。

(運用細則)

第6条

会員名簿を作成する。

第8条

二、地区役員は地区総会の議題を構成員の代表に事前に提示し、各学内で議題について話しあってもらう。

第9条

二、地区役員は会員総会の議題を会員に提示し、事前に検討してもらう。

- | | | |
|------------|------|--|
| 1987年3月18日 | 改正 | |
| 1995年3月15日 | 一部改正 | |
| 1996年3月16日 | 一部改正 | |
| 2004年3月18日 | 一部改正 | ただし、信仰基準は文語体から口語体への言葉の変更であり、信仰基準の内容の変更はないと考えた。 |
| 2004年8月 | 一部改正 | 13条を追加 |
| 2006年8月 | 一部改正 | 13条の所在を改正 |
| 2013年3月 | 一部改正 | 13条の所在を改正 |
| 2015年8月 | 一部改正 | 13条の所在を改正 |